古文の窓❸

平安文学の恋

教材のねらい

『伊勢物語』と『大和物語』の学習をふまえて、平安文学の恋のあり方について体系的に総括する。「かいま見」や手紙のはたす役割を知り、当時の結婚に関わる制度および慣習についても学習する。

解説

『伊勢物語』初段や『源氏物語』若紫巻など、「かいま見」は平安文学の恋の始まりとして描かれる。「かいま見」は「垣間見」の字の通り、垣根の隙間などから中の様子をのぞき見ることを言う。当時は高貴な身分の男女が直接顔を合わせることは稀で、物語において恋の契機となるのは「かいま見」であることが少なくなかった。身分違いの恋の場合は特にそうである。この単元で学習した「筒井筒」の「前栽の中に隠れゐて、河内へ往ぬる顔にて見れば」や「沖つ白浪」の「前栽の中に隠れて、男や来ると見れば」という一節も、目的は異なるが「かいま見」である。文学手法としての「かいま見」については「参考」に掲げた吉海直人『「垣間見」る源氏物語―紫式部の手法を解析する』などに詳しい。

物語における「かいま見」は読者に印象づけられる場面が多く、『源氏物語』若菜上巻において、以前から女三の宮に恋心を抱いていた柏木がその気持ちを決定的なものとするのも、蹴鞠の場面で唐猫が御簾を引っ張り女三の宮の姿が見えるという「かいま見」であった。この巻を象徴する場面として絵にも多く描かれている。「かいま見」は源氏絵の重要なモチーフである。

「かいま見」とともに当時の恋のやりとりで重要なのが文（手紙）であり、そこでは文面に加え、和歌・筆跡・紙・折枝など、多くの要素で差出人の教養とセンスが問われた。もちろん、返信者側にも同じものが期待されることになる。手紙はお互い顔を合わせない中で、恋のかけ引きの道具として用いられた。『蜻蛉日記』や『和泉式部日記』の冒頭は、いずれも恋文によって二人の距離が縮まる様子を描く。平安文学における手紙の場面を紹介した上で、今日のメールやＳＮＳを通じたやりとりとの差異を生徒に考えてもらうのもよいだろう。当時の恋文のやりとりを考える上では、届ける役目を担う童達の活躍にも注目したい。また、先に挙げた柏木と女三の宮の恋についても、二人の密通が露見するのは、柏木の恋文を光源氏が女三の宮の寝所で見つけてしまったためで、手紙は物語を大きく揺さぶるアイテムでもある。

当時の結婚について学習する際に注意すべき点にも触れておきたい。

『源氏物語』の紫の上は光源氏の妻であるか。この問いに対し、もちろん妻だと答える方は平安時代は一夫多妻制であったとの考えを持っていると思われる。妻でないと答える方は、一夫一妻制の立場に立つということだろう。

平安時代の婚姻制度は一夫多妻制であるとの見方は多くの書籍に示されている。たとえば、藤井貞和『タブーと結婚―「源氏物

語」と阿闍世王コンプレックス論」のほうへ』（笠間書院、二〇〇七年）における、

いま、結婚慣行を見てくる限り、本来、正妻とそれ以外という区別は全体としてありえないんですよ。そういう正式の手つづきをほかの所でもとったとすれば、二人の妻ができてきて、どちらも正式の婚姻だということになります。もし区別があるとしたら、どちらが先かということ、それは厳然たる事実として出てきます。

などの主張である。それに対し、工藤重矩氏は、『平安朝の結婚制度と文学』（風間書房、一九九四年）などにおいて、養老律令の戸令や戸婚律（『万葉集』巻十八に引用される逸文）の婚姻規定を基に平安時代の婚姻制度は一夫一妻制であったと主張した。同氏の『源氏物語の結婚―平安朝の婚姻制度と恋愛譚』（中公新書、二〇一三年）から引用する。

平安時代の婚姻制度は、法的に妻として扱われるのは一人のみという意味で一夫一妻制である。したがって、結婚ということを厳密にいえば「妻」との関係のみを指すべきであるが、同時に「妾」と称される女性の存在も世間的には容認されていた。ただし、妾はあくまでも妾であって妻ではない。だが、継嗣や遺財処分等に関して妾及びその子の存在を認めた運用規定が存在していた。それで、平安貴族の婚姻状況の実態としては一夫一妻多妾ともいうべき状態であった。ここにいう一夫一妻多妾とは、法的な妻は一人だが、妾がいても世間的には容認されるという意味であり、妾が必ずいるとか、多くいるとかの意ではない。

夫婦は原則として同居することから、「通い婚」についても婚姻制度上は不適切な用語とされる。

一夫一妻制説の根拠となる「戸令」第八の条文を掲げておこう。

凡そ男の年十五、女の年十三以上にして、婚嫁聴せ。

凡そ女に嫁せむことは、皆先づ祖父母、父母、伯叔父姑、兄弟、外祖父母に由れよ。次に舅従母、従父兄弟に及ぼせ。若し舅従母、従父兄弟、同居共財せず、及び此の親無くは、並に女の欲する所に任せて婚主と為よ。

凡そ結婚已に定まつて、故無くして三月まで成らず、及び逃亡して一月までに還らず、若しくは外蕃に没落して一年までに還らざらむ、及び徒罪以上犯せらむ、女家離れむと欲せば、聴せ。已に成りたりと雖も、其の夫外蕃に没落して、子有るは五年、子無きは三年までに帰らず、及び逃亡して、子有るは三年、子無きは二年までに出こずは、並に改嫁聴せ。

凡そ先づ奸して、後に娶きて妻妾と為らば、赦に会ふと雖も、猶し離て。

『伊勢物語』の「梓弓」（六九ページ）に見られる「三年来ざりければ、待ちわびたりけるに、いとねむごろに言ひける人に、今宵会はむと契りたりけるに」の一節は、この条文に基づく慣習に由来すると考えられる。

また、「戸婚律」逸文（『万葉集』巻十八所収）には、

妻有りて更に娶る者は徒一年。女家は杖一百にして之を離せ。

との重婚禁止規定がある。少なくとも律令上は平安時代も一夫一妻制であり、一夫多妻制説を採る場合は、こうした規定が有名無実化していたと考えることになる。紫の上と女三の宮、あるいは

『蜻蛉日記』の道綱母と時姫をどのような関係として作品を読み取るかということにかかってくる。

工藤氏が述べるように、葵の上の死から女三の宮降嫁までと、女三の宮の出家後は、その間ずっと紫の上が共にいたとしても法的には妻が不在の状況ということになる。紫の上の「上」は正妻格を示す言葉だが、正妻のみを指すわけではない（ちなみに、明石の君は正妻格でもないため、古注以来よく用いられる明石の上の呼称は適切でない）。紫の上は妻ではなかったと考えることで、女三の宮の降嫁による動揺と物思いの深刻さがより切実なものとして了解されるのではないか。また、現実の平安時代社会においても、道綱母を妻と見るか否かにかかわらず、その子道綱（九五五―一〇一〇）と、時姫の子である藤原道隆（九五三―九九五）・道兼（九六一―九九五）・道長（九六六―一〇二八）の出世のスピードの差は歴然で、それは母の立場の違いにも関係すると考えざるを得ない。

平安時代の婚姻制度を紹介するなら、「妻」「結婚」などの語を教室でどのような意味で用いるかについて予め整理しておかなければ生徒は混乱するだろう。たとえば「沖つ白浪」の「この女、いとわろくなりにければ、思ひわづらひて、限りなく思ひながら、妻をまうけてけり、この今の妻は、富みたる女になむありける」という一節のように、「今の妻」を迎えて二人の「妻」がいると解せる文章が古典には存在する。教科書でも「ほかに妻を作ってしまった」など、「妻」の語を用いて注釈することになるが、これを字義通り「妻」と見るか、律令上の「妻」とは異なる事実上・慣習上の「妻」（今日でも籍を入れない形での結婚を指す「事実婚」や「内縁関係」といった言葉があり、それを結婚・妻・夫と呼ぶこともあろう。入籍の有無は制度の問題であって愛情の深さには関わらないはずである）と解すかによって、一夫多妻制か一夫一妻制かという相反する立場へと容易に分かれてしまう。用語の定義が重要と述べるのはそれゆえであり、「一夫多妻制」「一夫一妻制」という立場表明のみでは、この時代の婚姻制度を説明したことにはならない。

参考

恋文の返事を待ちわびる平中こと平定文（『今昔物語集』巻第三十、平定文仮借本院侍従語第一）

「只、「見ツ」ト許ノ二文字ヲダニ見セ給ヘ」ト、「絡返シ泣々ク」ト云フ許ニ書テ遣タリケル使ノ、返事ヲ持テ返来タリケレバ、平中物ニ当テ出会テ、其ノ返事ヲ急ギ取テ見ケレバ、我ガ消息ニ、「「見ツ」ト云フ二文字ヲダニ見セ給ヘ」ト書テ遣タリツル、其ノ「見ツ」ト云フ二文字ヲ破テ、薄様ニ押付テ遣タル也ケリ。平中此レヲルニ、弥ヨ妬ク侘キ事無限シ。

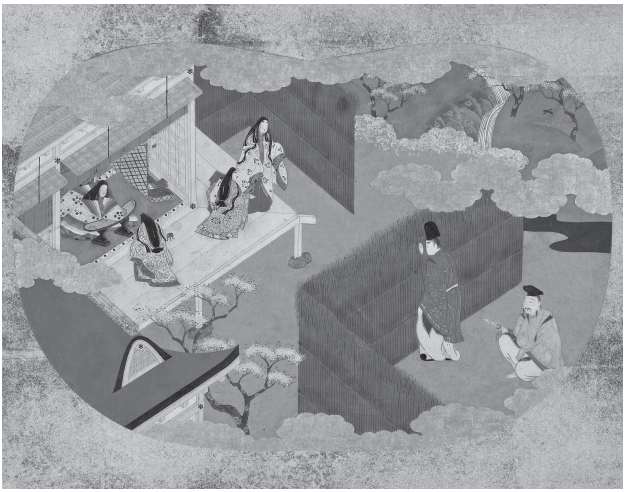
紫上と新枕を交わした後、三日夜餅の場面（『源氏物語』葵）

君、南の方に出でたまひて、惟光を召して、「この餅（もちひ）、かう数々にところせきさまにはあらで、明日の暮に参らせよ。今日はいまいましき日なりけり」とうちほほ笑みてのたまふ御気色を、心とき者にて、ふと思ひよりぬ。惟光、たしかにもうけたまはらで、「げに、愛敬のはじめは日選（えら）りして聞こしめすべきことにこそ。さても子（ね）の子（こ）はいくつか仕うまつらす

べうはべらむ」とまめだちて申せば、「三つが一つにてもあらむかし」とのたまふに、心得はてて立ちぬ。もの馴れのさまや、と君は思す。人にも言はで、手づからといふばかり、里にてぞ作りゐたりける。……のたまひし餅、忍びていたう夜更かして持て参れり。少納言はおとなしくて、恥づかしくや思さむ、と思ひやり深く心しらひて、むすめの弁といふを呼び出でて、「これ忍びて参らせたまへ」とて、香壺の箱を一つさし入れたり。「たしかに御枕上に参らすべき祝ひの物にはべる。あなかしこ、あだにな」と言へば、……

参考文献

吉海直人『「垣間見」る源氏物語―紫式部の手法を解析する』笠間書院、二〇一四年。
小松茂美『手紙の歴史』岩波新書、一九七六年。
久曽神昇『平安時代仮名書状の研究　増補改訂版』風間書房、一九九二年。
井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫『律令』（日本思想大系）岩波書店、一九七六年。
高群逸枝『招婿婚の研究』（講談社、一九五三年。一九九六年に『高群逸枝全集』第二巻所収（理論社））
関口裕子「律令国家における嫡歳妻・妾制について」『史学雑誌』第八十一巻一号、一九七二年。
梅村恵子「摂関家の正妻」『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年。
工藤重矩『平安朝の結婚制度と文学』風間書房、一九九四年。
工藤重矩『源氏物語の結婚―平安朝の婚姻制度と恋愛譚』中公新書、二〇一二年。
藤井貞和『物語と結婚』（創樹社、一九八五年。一九九五年にちくま文庫所収）



「源氏物語画帖」（国文学研究資料館蔵新日本古典籍データベース）
https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/200014736/viewer/7